

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 支給決定後の報告事項について

 生活保護を申請中の方は報告不要です。

■ 添付書類

- A** 求職活動等状況報告書… 3枚
- B** 自立相談支援機関相談確認書… 3枚
- C** 職業相談確認票… 3枚
- D** 常用就職活動状況報告書… 3枚
- E** 常用就職届… 1枚

■ 本支援金の支給期間中、常用就職(※)を目指し、次の求職活動等を誠実かつ熱心に行っていただきます(生活保護の申請中の方は除きます)。

(※)…期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職

〈求職活動等〉

- ①月1回以上、自立相談支援機関「ぷらっとホーム世田谷」の面接等の支援を受けること
*ぷらっとホーム世田谷 電話番号 03-5431-5355 (自立支援) 相談時間 午前9時～午後5時
月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く)
住所 東京都世田谷区太子堂1丁目12番40号グレート王寿ビル6階
- ②月2回以上、公共職業安定所(ハローワーク)又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

■ 報告方法

- 添付書類**A**～**D**を1枚ずつ切り離して記入し、同封の返信用封筒にまとめて入れて提出してください。
- 本支援金の支給決定日の翌月末までに提出し、支給決定日の翌々月以降毎月末(提出期限)までに提出してください。(合計3か月間)
※(例) 支給決定日が7月30日の場合…①8月31日まで、②9月30日まで、③10月31日までに提出
- 「ぷらっとホーム世田谷」あての**B**自立相談支援機関相談確認書は、世田谷区を經由して、「ぷらっとホーム世田谷」へ提出します。

■ 常用就職(※)及び就労収入の報告

常用就職した場合には、**E**常用就職届を返信用封筒に入れて提出してください。

E常用就職届を提出した方は、報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、本支援金の支給期間中、毎月提出してください。

(※)…期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職



支給決定通知書に記載の問い合わせ番号8桁を各書類に
必ずご記入のうえ、ご提出ください。